**平成２４年（フ）第２１号**
兵庫県姫路市青山４丁目20番20―704号　青山ＮＫマンション、従前の住所兵庫県高砂市曽根町340番地の１
債務者　中村　　葵（旧姓北田）
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第３６号**
兵庫県相生市栄町10番10号
債務者　依田　秀也
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２号**
鳥取県鳥取市白兎883番地１
債務者　小柴　弘明
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１０２５号**
広島県廿日市市宮島口西１丁目４番１―103号
債務者　種子嶋亜矢子（旧姓江本）
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４７６号**
広島市安佐北区落合南３丁目12番25―104号
債務者　田中　辰雄
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２１号**
広島市中区小網町３番６―207号　戸倉アパート
債務者　空本　恵子
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第９号**
広島県尾道市因島田熊町76番地１
債務者　大港　　学
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第５３７号**
愛媛県松山市長師1435番地４、住民票上の住所愛媛県松山市長師31番地４
債務者　多川ひさゑ
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２号**
高知県安芸市港町２丁目12番21号
債務者　山本　和夫
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２４年（フ）第１６号**
福岡県久留米市野中町1318番地12　ランドゥール久留米レジデンス703号
債務者　和田　俊信
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第８号**
福岡県八女郡広川町大字新代1406番地　緑ヶ丘ハイムＡ102号
債務者　菅　　浩二
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　福岡地方裁判所八女支部

**平成２４年（フ）第４３号**
大分県由布市湯布院町川上628番地１
債務者　山下　文子
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３号**
宮崎県日向市大字富高6222番地23
債務者　岡崎　悟郎
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１１号**
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1856番地１
債務者　本田　美穂（旧姓花岡）
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１７号**
宮崎県延岡市鯛名町519番地32
債務者　佐藤　裕次
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１９号**
宮崎県延岡市稲葉崎町５丁目716番地２
債務者　市川　友美
１　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第２２１号**
青森県八戸市大字糠塚字下屋敷１番地６、前住所青森県八戸市城下２丁目９番22号　後村アパート６号室
債務者　鈴木　　智
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
　　青森地方裁判所八戸支部破産係